

営繕工事現場での週休2日（現場閉所）を加速化！ ～実態を踏まえた週休2日工事の労務費補正等により働き方改革を推進～

- 国土交通省では、建設業における働き方改革をさらに加速させるため、新たな施策をパッケージとしてまとめた「建設業働き方改革加速化プログラム」を3月20日に策定しました。
- 本プログラムでは、公共工事における週休2日工事を大幅に拡大するとともに、週休2日の実施に伴う必要経費を的確に計上するため、労務費等の補正を導入することとされました。
- このため、平成30年度より、営繕工事において、最新の施工実態等を踏まえた週休2日工事（現場閉所）の実施に伴う労務費の補正等の試行を実施します。

【週休2日工事の概要】

- 週休2日工事は、4週8休以上の現場閉所とします。
- 対象期間は工事着手日から工事完成日までの期間（年末年始や工場製作期間などを除く）とします。
- 発注者が週休2日の取組を指定する発注者指定方式と受注者が発注者へ週休2日に取組む旨を協議して取組む受注者希望方式のいずれかで実施します。
- 現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正※します。なお、共通仮設費及び現場管理費は工期に応じて算出するものとします。

- ※ 発注者指定方式は当初予定価格で①の補正係数により労務費を補正、①の現場閉所率（対象期間内の現場閉所日数の割合）が未達の場合は減額変更
受注者希望方式は当初予定価格では労務費補正は行わず、現場閉所率達成状況により①～③の補正係数により増額変更

現場閉所の状況	補正係数
①4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上の場合）	1.05
②4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5%未満）	1.03
③4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25%未満）	1.01

【その他】

- 平成30年4月1日以降に入札手続きを開始する営繕工事で実施します。
- 工事成績については、「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定しており、従来と同様に休日・代休が確保された場合に評価します。
- 現場閉所状況の確認については、受発注者双方の事務負担が増大しないよう、既存書類の活用に努めます。

【関連通知】

- ・ 営繕工事における週休2日促進工事の実施について（通知）（H30.3.20）
- ・ 営繕工事における週休2日促進工事に係る積算方法等の運用について（H30.3.20）